

**自由民主党 政務調査会**  
**金融調査会・地域金融に関する小委員会緊急提言**

令和3年3月4日  
金融調査会  
地域金融に関する小委員会

1. 自民党においては、昨年12月3日にも政府に対して年末・年度末に向けた資金繰り支援の再徹底として、無利子無担保融資の期限延長を含め「顧客の資金繰りを注視し機動的かつきめ細かい支援を行うこと」を要請した。特に無利子・無担保融資の借り入れや据え置き、返済計画等を含む顧客のキャッシュフローの状況を再点検し、事業が突然に行き詰ることの無いよう留意するよう、かなり具体的に要請。加えて公認会計士監査についても「感染症以前に正常先であった事業者について同一の評価を維持することを含め個別の資産査定における民間金融機関の判断を尊重する」旨再徹底することを要請している。これを受けて、年末に出された金融担当大臣の談話にもこれら全ての主旨が明記されている。政府は、担当大臣から金融機関の代表を集めて会議で何度もこうした主旨の励行を呼び掛けて頂いている。

しかしながら、その後年末のコロナ感染状況の急激な悪化に伴い1月8日から緊急事態宣言が再発令され、これに対応する措置として無利子無担保融資の限度額の拡張や延長、要件緩和等が打ち出されたにも関わらず、国会開会前に地元で事業主の声を聞いて来た我が党議員の多くから「融資の増額に応じてくれないどころか、融資の返済猶予を打ち切り、場合によっては一括返済要求まで受けている」等の声が多く寄せられた。これを受けて金融調査会では3回にわたりコロナ禍で直撃を受けている上に、従来型の支援が届きにくい業種のうち代表的な以下の業種とその貸し手側金融機関からヒアリングを行った。

- |                              |
|------------------------------|
| 1月20日・観光バス、リムジンバス            |
| ・中小ホテル・旅館(全旅連)               |
| ・第二地銀、信組                     |
| 1月29日・酒類卸                    |
| ・食品卸                         |
| ・外食大手                        |
| ・中堅レストラングループ                 |
| ・地銀、信金                       |
| ・政策金融公庫等の劣後ローンの実績            |
| 2月17日・ブライダル産業                |
| ・全料連(全国約2700の中堅規模の料理屋、老舗が多い) |

## 2. その結果、現在の問題は、概ね以下の通り

- (1) 引き続き売り上げが回復しない中、社会保険料等の支払い猶予の期限が迫っている等、まとまった現金支払いのための融資増額を要請するも、受け入れられていないケース(主にキャッシュフロー)
- (2) 当初コロナ対策として政策金融公庫(令和2年3月～)、民間金融機関(令和2年5月～)の通称ゼロゼロ融資を制度設計した時点では据置期間については3年～5年と、コロナの収束を十分見込める程度の期間が想定されたが、大半が1年程度の据置となっている。その期限を目前に具体的な事業計画の見通し等を求められるも、今のコロナの状況では先行きが見えないためそれが出来ず、融資交渉が厳しくなっているケース(信用リスク)

つまりキャッシュフローの問題だけでなく、信用リスクに対する対応が、現状の支援策では足りていないという主張が貸し手借り手双方から出ている。

この背景には、特にこの数年来、金融機関が借り手の信用コストを限りなく低く抑えることで、ゼロ金利・マイナス金利下の収益環境悪化に対応しており、以前にも増してリスクがとれなくなっているとの有識者の指摘もある。

## 3. そこで(当調査会)では以下のように要請する。

今までのような平時モードの要請ではなく、政府の「緊急事態宣言」他一連の自粛モードによりビジネスが大きく減少している状況が2事業年度目に入るとの状況を踏まえて、「コロナ禍進行中の事業年度についての借り手事業主からの求めに対しては、少なくとも返済要求を一切行わない状況をつくること」を要請する。又、「既存のコロナ融資枠までの追加融資に応じること」及び「中堅企業に対しても、最大限の配慮を行うこと」を要請する。

また更に既存の制度である資本性劣後ローンについては、無利子無担保融資等が43兆円出ているのに対して2600億円しか使われていないことが判明している。第2次補正予算での枠は6.3兆円ある上に、貸し手側・借り手側双方から制度改善が求められているため、以下の項目について早急に検討する事を要請する。

- ・事業者にとって政府系金融機関の資本性劣後ローンが信用力向上につながり、民間金融機関のシニアローンの呼び水としてしっかりと機能するよう、官民の金融機関の連携の促進
- ・事業者が制度を十分認識出来たり、事業計画等が作成し易くなるよう、官民金融機関及び関係外部機関による事業者への周知や事業計画策定支援等による強力なサポートの促進

- ・資本性劣後ローンを借りた事により、信用力向上につながるような仕組み
- ・モラルハザードに十分配慮しつつ、期限到来時の官民金融機関による円滑なりファイナンスや、貸出債権の買い取りを促進

また、決算を控える時期でもあることから企業会計・監査に関連する特別な扱いを講ずるかについても考慮せざるを得ない。当調査会でも検討中であるが、新型コロナウイルスに起因する悪影響の予想など事業者と監査法人が持続可能な社会を支える共通の理念のもとに対応すべきことを要請する。

(以上)